

農業高校の学びの充実懇話会設置要綱

(設置)

第1条 農業が基幹産業である本県において、農業を支える人材の育成の強化は重要課題であり、有識者による様々な視点で、農業高校の現状や課題を分析し、これまでの事業を検証することで、今後の農業高校の学びや教育環境の充実に向けた方策等に生かすことを目的に「農業高校における学びの充実懇話会」(以下、「会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 農業高校における教育内容の改善・充実に関すること。
- (2) 農業高校における教育環境の改善・充実に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 農業教育に関する学識経験がある者
- (2) 農業関連の企業・団体等
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) 農業高等学校長
- (5) その他、特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会を代表して、教育委員会に懇話会で出た意見を報告する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会は委員長が召集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、会議の必要があると認めるときは、召集、開催することができる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(庶務)

第6条 会の庶務は鹿児島県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長と協議し、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年6月 日から施行する。